

平成 8 年 1 2 月 1 7 日

住友海上火災保険株式会社 監査役殿

## 悪質鑑定人業務依頼の差止請求の要求

添付新聞記事の火災事故の被災会社は株関係の経済誌で調べたところ、住友化学系列の会社であり、（単独保険であれ共同保険であれ）いづれにしても貴社の火災保険契約があることは間違いありません。

（また地元の情報からも貴社の保険契約の存在は確認済みです。）

本件火災事故は各種マスコミによると被害額が 30 億とも 40 億ともいわれている超巨事故であり、火災鑑定人がまじめに業務をするか否かで妥当性に欠けた巨額の火災保険金が不当に支払われる危険性が極めて大きいことは言うまでもありません。

つきましては、貴社引受保険契約の本件火災保険事故につき、悪質鑑定人『三和鑑定の鐘ヶ江』に損害鑑定に関する業務をもし依頼する予定であれば『商法 272 条』および『商法 275 条ノ 2』に基づき株主として別紙の理由により同鑑定人への『業務依頼の差止請求の要求』を貴社監査役にいたします。

なお、引受保険契約が単独契約か共同保険かは関係がありません。言うまでもなく、共同保険は業務の効率化などのため、一括して保険を引き受けるだけであり、その分担割合に関係なく保険契約者に対する各分担保険会社の立場や権利は全ての共同保険分担会社が全く平等・対等に独立して有しています。

したがって引受保険契約が単独契約でなく共同保険であって、もし他社が査定幹事であっても、貴社支払保険金分については、分担割合に応じて貴社独自の損害調査権や協定権があります。

もし査定幹事会社が、悪質鑑定人『三和鑑定の鐘ヶ江鑑定人』に業務依頼をするなど明らかに分担会社に不利益な査定を行おうとする場合は、査定幹事会社に鑑定人の変更を指示するか、またはそれに査定幹事会社が応じない場合は貴社の支払分については、貴社独自で損害調査や協定を行って自社の利益を守るべきであり、その権利もあり、それが損害調査部門担当役員の義務でもあります。

## 差止請求の要求の理由

三和鑑定の鐘ヶ江という鑑定人は、次の数々の理由のとおり極めて悪質な鑑定人であり、およそともに仕事をしようとする気持ちも能力も無く20年以上の長きにわたり毎年損害保険業界に莫大な損失を与え続けてきた許しがたい鑑定人である。

したがって、貴社がこの様な悪質鑑定人に業務依頼すること、または査定幹事会社がこの様な悪質鑑定人に業務依頼することを了承するということは、貴社の利益を著しく損ない、適正な残高確保という査定部門を担当する役員としての管理義務に著しく違反する会社への背任行為、つまり違法行為である。

したがって、単独保険であれ共同保険であれ悪質鑑定人『三和鑑定の鐘ヶ江』に損害鑑定に関する業務を依頼することについて『商法272条』および『商法275条ノ2』に基づき株主として差止請求の要求をいたしますので、監査役より担当役員に前記の差止請求を行ってください。

### <理由1>

保険の目的が建物であれ、商品であれ、どんな目的でもどれだけ現場の図面を自分自身でしっかり確実に書くかで鑑定人の仕事の大半は決まる。図面さえしっかり書けば後で相手がどんなことを言い出しても充分対抗できる。

それにもかかわらず悪質鑑定人鐘ヶ江は現場で全くともに仕事をしない。鑑定人の命とも言える図面もろくに書かない。

現場でちょこちょこ申し訳程度になにかをすこし書くだけで、ほとんど手を後ろ手に組んで契約者などの後をブラブラとついてまわるだけである。はたで見ていると鑑定人と言うよりも、まるで事故現場視察団という風情である。

後で契約者に図面や損害明細を頼んでそれをそのまま認めればいいと言う怠惰極まる態度が露骨に現されている。

実は、鑑定人がまともに仕事をしているかどうかは、査定担当者だけではなく実は代理店や契約者もしっかり見ている。

そのため『この鑑定人はどんなとんでもない損害額を主張してもなんにも言えない。』ということが契約者などにもよくわかり、とんでもない金額の見積書や損害明細書が提出される場合が多い。

その結果案の定、悪質鑑定人鐘ヶ江はなにも反論せずに『すべて妥当である。』などと言うため、結局査定担当者が苦勞して交渉するが、所詮鑑定人がまともに仕事をしていないため、結局ほとんど相手の言いなりに支払わざる得ない場合がほとんどである。この怠惰極まる業務態度は今回のような企業物件の大口事故ほど顕著である。

## &lt;理由2&gt;

現場調査の際、いかに多くの質問を契約者にするかどうかでまじめに鑑定人が業務をしているかどうかの大きな判断基準である。

超大口事故になればなるほど、それこそ契約者や修理業者に山ほど質問があってもいいはずである。いや質問しなければしっかりとした鑑定業務ができないはずである。

しかるに悪質鑑定人鮎ヶ江は例えば今回のような超大口事故でも、全くと言ってもいいほど何も質問しない。

査定担当者でさえ契約者側に様々な質問をした後、鑑定人に『何か質問があったらどうぞ』といっても、『いえ、特にありません。』という。

当たり前である。最初からまじめに仕事をする気が皆無なのであるから質問等するはずがないし、質問する能力がもともと無い。

※質問するのも、質問できる能力があるからである。

## &lt;理由3&gt;

現場に修理業者などの専門家が同席することを希望しないし、なるべく現場に修理業者などの専門家が同席しないよう画策する。

また現場にいても、もうすぐ修理業者などが来ると判っているとなるべく早く帰ってしまい、なるべく会わないようにする。

鑑定人としての専門知識に欠け、修理業者などの専門家と話してしまうとその無能ぶりが修理業者や契約者側にばれてしまうことを恐れているからである。

## &lt;理由4&gt;

現場立会后、自己積算を行って査定担当者に報告することが全く無い。

同行した現場の雰囲気から、これは後で実際の損害額とかけはなれたかなりとんでもない見積書や損害明細書の提出が予想されるような場合、それを防ぐためあらかじめ自己積算することを鑑定人に指示しても、のらりくらりと逃げ回って時間を稼ぎ、そのうち案の定契約者側などからとんでもない見積書や損害明細書の提出されてしまい、そのためもちろん理由1と同じ結果となる。

## &lt;理由5&gt;

通常の鑑定人の場合は、新人や査定部門の経験の浅い人間と現場に同行した場合や単独立会いの場合、自分がしっかりやらなければという責任感から、普段にも増してきちんと仕事をする。

しかるに悪質鑑定人鐘ヶ江は、ここぞとばかりに普段にも増していい加減な仕事をする。ましてや単独立会いなどという、いくら写真があるからと行っても実際の現場を見ているのは自分だけという立場を利用して手抜きやりほうだい、どんなとんでもない金額の見積書が提出されてもなんでも妥当としてしまう。

そのため認定損害額が増え、鑑定料もたくさん支払わざる得ないという、まさに泥棒に追い銭状態である。

特に同行するのが若い新人査定担当者だったりすると、なんとその新人査定担当者に威張り散らし、名前を呼ぶ時に『呼び捨て』で呼ぶ。鑑定事務所にとって超重要得意先である保険会社の査定担当者を『呼び捨て』で呼ぶなど信じられないかもしれないが、逆に威張り散らすことによってさらに仕事を手抜きできるからである。

さらに、信じられないことに保険会社の収入の柱を担う営業社員まで『呼び捨て』で呼ぶことがある。

もっと信じられない事に、若い新人査定担当者などに『俺が鑑定書を発行してやるからおまえらが保険金支払いの処理ができるんだ！』などと威張り散らす。

このように鑑定事務所にとって超重要得意先である保険会社の社員に対する傲慢な態度から判断しても悪質鑑定人鐘ヶ江がいかにとんでもない鑑定人であるか言うまでもない。

## &lt;理由6&gt;

前記のとおり悪質鑑定人鐘ヶ江は、仕事はインチキ手抜きやり放題のくせに鑑定料をいかにたくさん保険会社から巻き上げるかということだけしか考えていない。

何かと理由をつけては『割り増し鑑定料』を要求し保険会社から不当に高い鑑定料を搾取し続けてきた。

もっともこれは三和鑑定全体の傾向である。悪質鑑定人鐘ヶ江が役員をやっているような鑑定事務所であるから当然である。

以上のとおり悪質鑑定人鐘ヶ江は保険業界としておよそ許し難い鑑定人であり、前記の理由は数々の差止請求の理由のほんの一部である。

また悪質鑑定人鐘ヶ江については、さらに様々な黒い噂があるがそれについては、もし貴社が差止請求の要求を拒否して株主代表訴訟となった場合に法廷で明らかにしていくこととなるであろう。

また参考までに記しておくが、数年前に共同保険の大口事故の損害調査を査定幹事会社である保険会社が悪質鑑定人鐘ヶ江に業務依頼しようとしたところ、その共同保険の分担会社である大手損害保険会社の損害調査部長席より、その査定幹事会社に「鐘ヶ江のような悪質鑑定人に鑑定業務を依頼するのは大変な問題である。もしそうするのであれば当社は鑑定料を分担しないかもしれない！」と抗議した事件があったが、共同保険の分担会社が査定幹事会社に鑑定人のことで苦情をいうなど前代未聞、このエピソードから判断しても、いかに三和鑑定の鐘ヶ江が異常に悪質な鑑定人であるかが窺い知れる。

また、前記のとおり悪質鑑定人鐘ヶ江は三和鑑定の役員である。鑑定事務所の役員といえば鑑定事務所の顔として、各保険会社に広く出入りするの当たり前であるにもかかわらず、特定の保険会社の仕事しかしていない。これは鑑定事務所の役員として極めて不自然・異常な形態であるが、これはほとんどの大手の保険会社から出入り禁止同然となっているためである。

(鐘ヶ江鑑定人が保険会社の社員に対し傲慢な態度である事、仕事がインチキ手抜きやり放題であることは、三和鑑定の社長をはじめとして三和鑑定事務所内でも周知の事実である。)

冒頭で書いたとおり、鑑定人がまじめに仕事するか否かは極めて重要な事である。鑑定料と言うのは、弁護士成功報酬と違い、認定損害額が大きければ大きいほどたくさん鑑定料がもらえる。

つまり、はなはだ残念であるが今の鑑定料制度の計算方式では、でたらめでいい加減な仕事をして認定損害額を大きくすればするほど鑑定料がたくさんもらえる制度になっている。

まじめな仕事をした鑑定人の鑑定料が少なく、でたらめでいい加減な仕事をした鑑定人の鑑定料が多いという矛盾した制度の中で、鐘ヶ江のような悪質鑑定人を排除するのが現在保険会社のできる自社の適正な利益を守る唯一の手段である。



発行所  
 四国新聞社  
 高松市中野町15番1号  
 郵便番号 760-72  
 郵便振替口座 01230-5-12378  
 © 四国新聞社 1996  
 電話 0878-33局

報道部 1119	出版部 1173
地方部 1120	総務局 1114
文化部 1121	販売局 1124
写真部 1122	広告局 1145
論説委員室 2131	制作局 1163
情報管理部 1123	本社催し案内
事業部 1113	文化教室 1113

読者相談室 5552

# 2人死亡 10人が重軽傷

## 施設3000平方メートル焼く

二十八日午後四時五十五分ごろ、詫間町詫間の合成樹脂・建築資材メーカー大倉工業詫間工場(宮崎光弘工場長)で爆発、工場の一棟が炎上した。鉄骨一部二階建て約三千平方メートルを焼いて約二時間半後に消えたが、焼け跡から従業員の鈴江利憲(二)多度津町寿町と同佐々木健吾(三)財田町財田上が遺体で見つかったほか、やけどなどで従業員一人が重体、運員三人を含む八人が重軽傷を負った。工場の爆発事故で作業員が死亡したのは、県内では四年八月以来。(27面に関連記事)



鈴江利憲さん

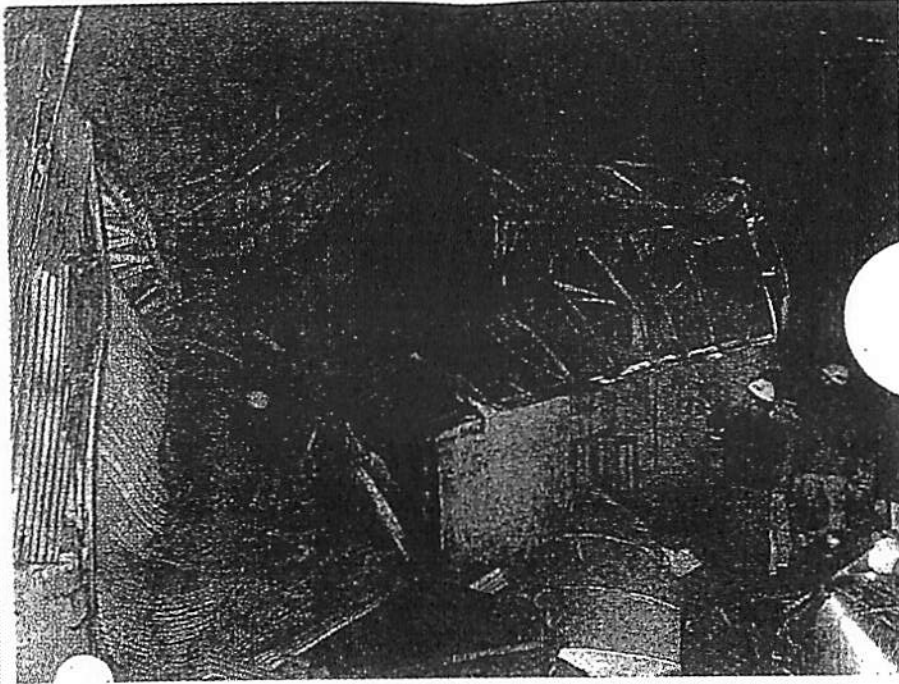


佐々木健吾さん

同社の話では、同工場は木材チップを固めた板を製造しており、細かく砕いたチップをドライヤー(直径三メートル、長さ二十メートル)を通して乾燥、ボンドで固めて圧縮するまでの工程で爆発したという。

宮崎工場長によると、緊急連絡用の全従業員のポケベルに「ドライヤー異常」とメッセージが入り、ドライヤー付近に行こうとしたところ突然、

# 詫間で建材工場爆発



鉄骨などがあめのように曲がり、爆発のものすごさを物語っている大倉工業詫間工場—詫間町 (28日午後7時)

## 巡査長

井上



井上警視総監



オウム真理教信者だった警視庁巡査長(三)が国松孝次警察庁長官銃撃事件の犯行を供述した一連の問題の責任を取って、警視庁の井上幸彦警視総監(五)は二十八日午前、橋本竜太郎首相、国家公安委員会に辞任を申し入れ、十二日付で辞任、後任に警視庁官房長が決められた。警視庁は報を漏らした十八日付で許試験場勤務二日付で欠免職処分に員会と警視長供述の警な報告を高い責任を問う総監(現大

の官議

小山容疑から00万円受領

夕やみ  
 2面 行政改革会議  
 5面 四国の金融機  
 16面 落合の巨人退